内　閣　府、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第一号
　国土交通省

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
　国務大臣　木原　稔
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十一年農林水産省、通商産業省、総理府、厚生省、運輸省、建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別記様式 表　面 ［表　略］ 裏　面 特定商取引に関する法律抜粋 ［略］ 第71条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ［三・四　略］ ［略］ （備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ２　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣	別記様式 表　面 ［表　同左］ 裏　面 特定商取引に関する法律抜粋 ［同左］ 第71条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ［三・四　同左］ ［同左］ （備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ２　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。